平成２２年（フ）第２８１号
広島市安芸区中野１丁目４番４号
債務者　保住　政一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６号
広島市安佐北区落合南１丁目10番９―602号
債務者　西田　眞紀
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９８号
広島市安佐南区西原１丁目18番11―406号
債務者　執行　友弘
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２１号
広島市東区曙５丁目４番17号
債務者　長田　修宗
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５１８号
徳島県板野郡上板町神宅字堂床30番地25
債務者　松山　正子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２号
愛媛県今治市宮窪町宮窪2452番地
債務者　小田　浩紀
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３号
愛媛県今治市宮窪町宮窪2452番地
債務者　小田　美保
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３９号
高知県香美市土佐山田町西本町５丁目３番４号
債務者　鍵山　泰司
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５号
高知市百石町２丁目18番25号　母子寮ちぐさ212号
債務者　舩谷　尚美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１号
高知市山手町94番地
債務者　永瀬　道雄
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６１号
高知市薊野西町２丁目１番15号
債務者　大坪　武司
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５号
高知県吾川郡いの町枝川306番地１　パークハイムマンション３―302
債務者　曽我部　旭
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８号
高知市大津乙1949番地５
債務者　横山　誠二
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９号
高知市一宮南町１丁目１番５―908号　サーパスシティ高知Ⅰ―908号
債務者　二川　健二
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３号
高知市上本宮町242番地２
債務者　北村　竹子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８０号
高知県南国市駅前町３丁目２番16―６号
債務者　藤城　眞祐
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８７号
高知市六泉寺町169番地
債務者　田野岡法鳶
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１２号
福岡県八女市立花町北山2918番地１　町営北山住宅11号
債務者　松尾　輝彦
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所八女支部